

白 日 赤 号  
令和6年4月24日

各 位

日本赤十字社白老分区  
分区長 大 塩 英 男  
(公印省略)

## 令和6年度日本赤十字社社資の募集について

新緑の候、皆様におかれましては益々ご清祥のこととお喜び申し上げます。

また、常日頃から日本赤十字社の活動につきまして、ご理解ご協力をいただき感謝申し上げます。

この社資は日本赤十字社北海道支部で集約し、赤十字事業の活動資金として、災害時の医師等の派遣費用や避難所の救援物資、災害用の備蓄用品（水・毛布等）の費用、看護師養成、血液事業等に使われております。（※社資は、災害が起きた際の義援金とは異なります。義援金は被災者へ送られ、社資は活動のための資金となります。）

今年度も赤十字活動を支えていくため、下記のとおり社資の募集をいたしますので、より一層のご支援とご協力をお願いいたします。

## 記

- 1 募集期間 令和6年5月1日(水)～令和6年5月31日(金)  
(以後も随時受付)
- 2 募集内容 社資（現金）  
〔 500円以上 … 社員として登録  
500円未満 … 寄付金  
町内会名で一括納入 … 寄付金〕
- 3 社資取扱 裏面に記載
- 4 納入先 役場 生活環境課 町民生活グループ

〔白老町生活環境課町民生活グループ（日赤白老分区）  
電話：82-2265〕

## 社 資 取 扱 に つ い て

1. 社資の収受については、必要に応じて「社員加入申込書兼社費領収書」により行ってください。
2. 社資を納入された方は、別紙「令和6年度日本赤十字社社資納入者名簿」に氏名（名前を省略しないようお願いいたします。）と金額を必ず記入願います。また、初めて納入の方は台帳を作成するため、住所が必要となりますので、新規登録欄に○印、住所欄に住所を記入願います。
3. 集まりました社資は、町内会ごとに取りまとめの上「令和6年度日本赤十字社社資納入者名簿」と一緒に役場生活環境課町民生活グループまで届けてくださいますようお願いいたします。

令和6年度日本赤十字社社資納入者名簿

町内会名 \_\_\_\_\_

No. \_\_\_\_\_

班名 \_\_\_\_\_

氏名	新規登録	住所		氏名	新規登録	住所	
		金額	金額			金額	金額
1				16			
2				17			
3				18			
4				19			
5				20			
6				21			
7				22			
8				23			
9				24			
10				25			
11				26			
12				27			
13				28			
14				29			
15				30			

※ 氏名欄はフルネームで記入してください。

合計額

※ 初めて納入の方は、新規登録欄に○を記入し、住所も記載願います。

# 赤十字は、 動いてる！

あなたと想いをひとつにして。

災害、紛争、貧困や感染症...  
多くの人を苦しめる人道危機は、  
世界中でますます深刻化しています。  
幸せな生活を理不尽に奪われ、  
傷つき苦しんでいる人々を救いたい。  
あなたのその想いを担って、  
赤十字は今日も明日も活動を続けます。  
いかなる状況下でも、  
人のいのちと健康と尊厳は、  
守られなければならない。  
365日途切れることのない救護と支援は、  
あなたと赤十字のアクションです。



令和6年度

 日本赤十字社 北海道支部  
Japanese Red Cross Society



日本赤十字社公式キャラクター「ハートちゃん」

日本赤十字社は、災害救護活動などを行う民間の法人です。その活動は、国や地方自治体からの補助金ではなく、

みなさまからの寄付に支えられています。

皆さまからのご支援のもとに、日本赤十字社北海道支部は人の『いのちと健康、尊厳を守る』人道的な活動を、道内各地、全国都道府県、世界各地で行っています。

今年も活動資金へのご協力を、何卒よろしく願いいたします。



令和6年能登半島地震における救護活動の様子

## 01 災害救護活動

あらゆる状況下において「人間のいのちと健康、尊厳を守る」ことを使命とする日本赤十字社において、「救護活動」は設立当初からの社業の柱として、今まで様々な災害現場で救護活動を展開してまいりました。

万一の災害発生時には、全国91カ所(道内10カ所)の赤十字病院から「救護班」を派遣して医療救護活動を展開するほか、避難所の衛生指導、毛布等の救援物資の配分など、被災者のいのちと健康を守る様々な活動を、全国各地で実施しています。

## 02 国際活動

190を超える国と地域に広がる赤十字のネットワークを活かし、紛争や自然災害、感染症等で苦しむ世界中の人々を救うための救援活動や開発協力などを実施しています。



02

## 03 救急法などの普及

心肺蘇生やAEDの使用方法、高齢者支援に役立つ介護技術、子どもの事故防止と応急手当などについて、各種講習会を開催し、緊急時の手当てや事故防止に必要な知識や技術を普及しています。



04

## 04 赤十字ボランティア

赤十字の使命である「苦しんでいる人・困っている人の役に立ちたい」という思いを持つ各赤十字ボランティアにより、地域のニーズに応じた活動を各地で実施しています。

## 05 青少年赤十字

学校教育の現場で、様々な実践を通じて子どもたちの「いのちを大切に、相手を思いやる」ところと「気づき、考え、実行する」力を育てています。



03



05



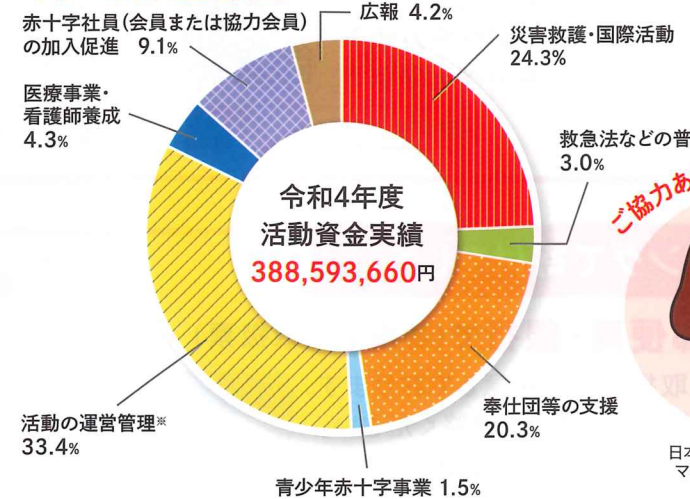
## 令和4年度 活動資金の使いみち

-皆様のご協力に感謝申し上げます-

令和4年度、活動資金として **388,593,660円** のご協力をいただきました。

ご協力いただいた活動資金をもとに、災害救護活動や救急法等の普及、ボランティア活動の支援など、いのちと健康を守る活動を行うことができました。

### 令和4年度 活動資金



ご協力ありがとうございました



日本赤十字社北海道支部 マスコットキャラクター「アンリー」

※令和5年度の活用内訳は、決算が確定する令和6年6月頃にホームページ等で報告いたします。  
(活動の運営管理とは) 赤十字はボランティアが中心となって活動していますが、事業が円滑に進むよう専任の職員がボランティアとの調整や救援物資・資材の調達、訓練や講習会などを初めとする事業の企画・立案・調整・報告などを行っています。運営管理費にはこれら職員の人件費を含め、社屋の維持管理費・諸税などが含まれています。

## 皆様のご寄付でできること

被災地での救援活動、救援物資の備蓄などは皆様のご寄付により支えられています。

たとえば 2,000円のご寄付で

### 毛布(1人1枚)

災害により自宅に被害が生じ、避難所への避難を余儀なくされた方にお配りする毛布を1枚備えることができます。



たとえば 10,000円のご寄付で

### 緊急セット(2世帯8人分)

災害発生時からの避難所生活の際に必要なものが一式収納された「緊急セット」2セット(2世帯8人分)を備えることができます。



## 町内会や会社、学校で赤十字を活用ください

「自助」・「共助」とよく聞か何をしたらよいかわからない、どこに相談してよいかわからない、そんなときは赤十字を活用ください。

防災・減災の考え方や知識・技術を知りたい

AEDの使い方やけがの手当の仕方を  
知りたい

高齢者の支援・自立に役立つ介護技術を知りたい

ノウハウを持った職員・ボランティアがみなさまのところに伺います

お問い合わせは **TEL.011-231-7126**





## 町内会などの地域でのご寄付のほか、 次の方法でもご寄付を受け付けています

### 定期的・継続的な寄付をしたい

#### ●クレジットカードで

インターネット上でご登録手続きが可能です。スマホやPCから、下記検索方法または二次元コードから専用ページにアクセスしてください。



赤十字 寄付



#### ●銀行口座からの 引き落としで

専用の口座振替申込書をご用意しておりますので、日赤北海道支部までご連絡いただき、必要事項をご記入のうえポストにご投函ください。



### 好きなタイミングで寄付をしたい

#### ●お近くの郵便局・銀行で(専用払込取扱票)

専用の払込取扱票をご用意しておりますので日赤北海道支部までご連絡ください。寄付金額・住所・氏名等をご記入のうえ窓口で寄付できます。



#### ●寄付金付き自販機

自販機の売上の一部から寄付をいただく寄付金付き自販機があります。



## 自分の築いた財産や故人の思いを社会のために 相続財産・遺贈寄付のご案内

近年、「自分の築いた財産を社会のために役立てたい」といったご相談や大切な方を亡くされた方から「故人の財産を社会に役立ててほしい」といった尊いお申し出が増えております。

日本赤十字社では、このような尊い思いに応えるために遺贈(遺言による寄付)、相続財産寄付を承っております。パンフレット等もご用意しておりますので、日赤北海道支部までお問合せください。



### ご存じですか? 遺贈・相続財産寄付の豆知識

#### 相続人がいない財産は?

相続人がいない方の財産については、遺言書がない場合は原則として国が収納することになります。

残った財産を社会のために役立てたいと考えている場合は、遺言書を作成することにより、社会貢献活動を行う団体などに財産を残すことができます。



#### 寄付をした財産には相続税がかからない?

ご遺族の方が相続された財産を相続税の申告期限内(相続開始10か月以内)に日本赤十字社へ寄付をした場合、日本赤十字社で発行する受領証及び相続財産寄付に関する証明書を添付して相続税の申告を行うことで、相続税が課税されない税制上の優遇措置を受けることができます。

専用の払込取扱票や各種資料のご請求・お問合せは

**日本赤十字社** 北海道支部  
Japanese Red Cross Society

〒060-0001 札幌市中央区北1条西5丁目

TEL: 011-231-7126

お問合せフォームはこちらを讀取▶

赤十字 北海道



e-mail: [shinkou@hokkaido.jrc.or.jp](mailto:shinkou@hokkaido.jrc.or.jp)

